

事 務 連 絡
令和 6 年 4 月 23 日

各都道府県担当部局長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）

被害認定調査の対象となる住家の範囲について（周知）

令和 6 年能登半島地震において、被災自治体から、大きな住家や増築された住家が多い地域特性から、罹災証明書の交付の前提となる被害認定調査の対象範囲に関し、その取扱いを明確にさせていただきたい、との要望があったところです。

住家については、過去に内閣府から発出した通知（令和 3 年 6 月 24 日付 内閣府政策統括官（防災担当）通知）において、「現実に居住のため使用している建物」と定義されているところ、例えば、第 2 次調査等を実施する際に、居住の実態を踏まえて住家の範囲を見直し、例えば、居住のために使用されていない古い母屋や納屋等を除いた部分を、第 2 次調査等の対象範囲とすることが可能です。

なお、その場合、居住のために使用されていない古い母屋や納屋等について、別に判定することが可能であり、その結果、公費解体制度の対象要件を満たす場合には、同制度の対象となります。

貴職におかれては、この旨ご留意いただくとともに、庁内関係部局及び管内市区町村に対して周知するようお願いいたします。

なお、このことについては環境省環境再生・資源循環局とも協議済みであることを申し添えます。

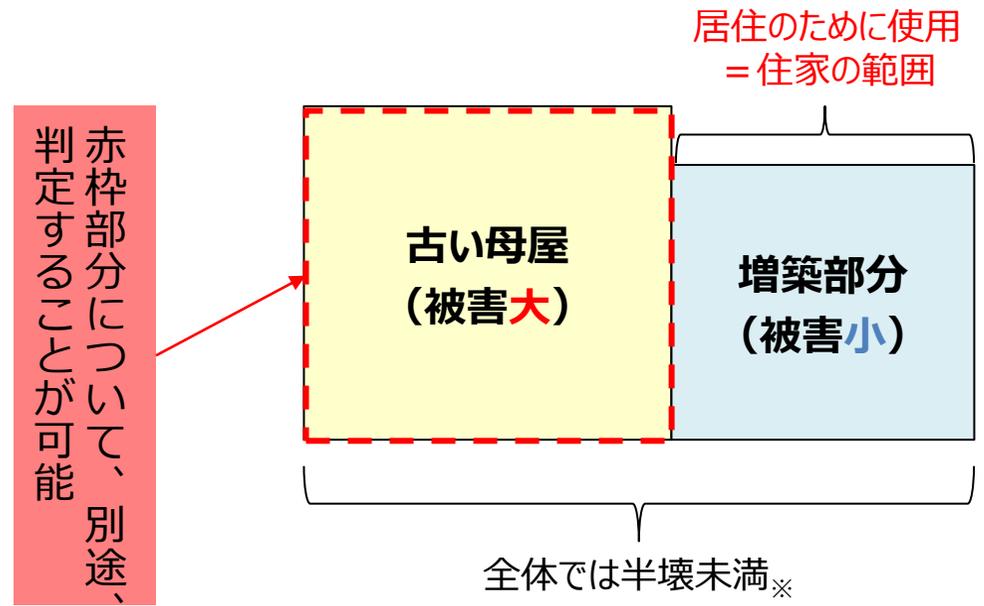
問い合わせ先

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）付 湯浅、打矢、小柳
Tel 03-3503-9394 Fax 03-3502-6034
Mail yoshihiko.uchiya.b6j@cao.go.jp
eimi.koyanagi.c4d@cao.go.jp

(参考) 被害認定調査の対象となる住家の範囲について

○ 第2次調査等の際、居住の実態を踏まえて住家の範囲を見直し、例えば、**居住のために使用されていない古い母屋や納屋等を住家とは別に判定することが可能**（下図参照）。その場合、居住のために使用しない部分について、**別途、公費解体制度の対象要件を満たす場合には、同制度の対象**となります。

(例) 古い母屋ではなく増築部分に居住している場合



※全壊（又は半壊以上）の罹災証明書が交付されている場合であって、登記上又は構造上別棟と判断できる場合には、被害が大きい棟のみの解体撤去（接続部分の切り離しは所有者が実施）も補助対象（環境省が周知済）